

練習室の区分間延長利用の再開について

日頃より当館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが変更されたことに伴い、令和5年6月20日以降の利用について、午前・午後及び午後・夜間の区分間の延長利用の事前申込を再開いたします。しかしながら基本的な感染対策は未だ継続する必要があることから、混雑を回避するために、当分の間は50分間での時短利用をお願いします。(例1)

また連続する区分の利用毎に練習室を移動する場合、30分交代での利用を暫定的にお願いしてきたところですが、こちらは感染症対策とは別に今後も継続いたします。(例2)

区分間利用の取り扱い

(令和5年6月20日以降の利用)

- ・区分間延長の利用の際には、50分間での時短利用をお願いします。

※ホールとの同時利用のときは時短利用を除外できる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

例1：午前・午後の区分間を延長して、午前区分を利用する場合
⇒9:00~12:50での利用をお願いします。

- ・連続する区分の利用毎に練習室を移動する場合、30分交代での利用をお願いします。

※ただし延長予約のかたが優先です。利用日当日に窓口にてご確認ください。

例2：午前区分に練習室1、午後区分に練習室10を利用する場合
⇒練習室1の鍵は12時30分までにご返却ください。
練習室10の鍵は12時30分以降に貸出できます。
ただし当日の予約状況により対応できない場合があります。